

ADRの現場から

164

**不動産会社が知つておくべき
トラブル解決ノウハウ**

ADR(裁判外紛争解決手続)は裁判に比べて、簡易・低廉・柔軟さをもつたトラブル解決が可能になるが、これは消費者のみならず、不動産・建築事業者にとっても有益な制度である。また、トラブル解決の手助けは、消費者からの信頼獲得にもつながる。ここでは、地域で活躍する不動産会社のADR等を活用したトラブル事例を紹介する。

戸建てでも、集合住宅でトラブルで困ることは、いざ住んでからも、隣人トラブルは発生します。例えば「スピーカーで音楽を大音量で流している」「楽器を演奏したり歌を歌っている」といった騒音に関するトラブルやペットやゴミによるトラブルなど、隣家の私物がはみだし、侵入してしまっているといった臭いに関するトラブル、更に、建物の一部や植物など、隣家の私物がはみだして侵入してしまっているといったトラブルがあります。

戸建てでも、集合住宅で

に関しては、いざ住んでから

トラブルの種が発覚してしま

うというケースも少なくあり

ます。例えば「スピーカーで音

樂を大音量で流している」

「楽器を演奏したり歌を歌っ

ていている」といった騒音に関す

るトラブルやペットやゴミと

で発生してしまったため、予見

できないものも多いのです。

自分自身が住んだ後に引っ越し

してきました隣人とトラブルにな

るケースも多いでしょう。今

回は、隣人に関するトラブル

事例を紹介します。

まずは、隣の建築物に悩まされていたA氏です。A氏の家の隣(南側)の土地を、自ら建設して5階建てを建てるために買った人がいました。

当然、物件を借りたり買つたりする際は、その物件が問題ないか、前もって確認します。しかし、隣人トラブル

日本不動産仲裁機構

た。今までその土地は2階建てのアパートであり、A氏の自宅は何十年もの間日影になることなく、日光を存分に受けて過ごすことができました。しかし、5階建てが建つてしまったと8時～16時にかけて4～6時間も日影になってしまいます。

そこで、B氏は、住宅メーカーが、設計から建築申請申し込みまでの段階で、目隠し請求について書面で説明しなかった事について発生したこ

の問題とそれに掛かる費用、以後起きたるであろう問題を詳しく説いています。(他の隣地からの同様の申し出)、B氏が被った精神的苦痛等について、賠償をしてもらいたいと考えています。最後は、隣の空き家に悩む

C氏です。C氏の隣家は阪神大震災で倒壊して以来20年以上手つかずの状態で、草木が伸び放題となつており、大きな木がC氏の土地までかぶさってきていた状態でした。

市に陳情して何度も改善してもらつよう空き家の持ち主に指導してもらつていましたが、「なんとかします」という返事だけで実情は全く手つかずでした。ここで、C氏は改めて直接空き家の持ち主と話し合い、この問題を解決し

隣人に関するトラブル相談事例